

東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、東広島市狭あい道路整備の促進に関する要綱（令和 7 年東広島市告示第 1 1 3 号）第 6 条第 2 項の規定により、対象後退用地内の支障物を除却又は移転する費用に対して補助金を交付することに関し、東広島市補助金等交付規則（平成 2 4 年東広島市規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、東広島市狭あい道路整備の促進に関する要綱（以下「整備要綱」という。）の例による。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、支障物を除却又は移転する費用（以下「除却費等」という。）について、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支障物の除却又は移転に対しては、補助金は、交付しない。

(1) 国、地方公共団体その他の公共団体から支障物の除却又は移転について助成金その他の金銭の給付を受ける場合

(2) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められる事由がある場合

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に掲げる基準により算出した額又は工事に要する費用の額に 3 分の 2 を乗じて得た額のいずれか低い額（当該額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

2 補助金の額を算出する基礎となる長さ、面積又は体積がそれぞれ 0. 0 1 メートル、0. 0 1 平方メートル又は 0. 0 1 立方メートルに満たないときはこれらを切り捨てるものとし、その長さ、面積又は体積にそれぞれ 0. 0 1 メートル、0. 0 1 平方メートル又は 0. 0 1 立方メートル未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて計算する。

(事前の協議)

第 5 条 次条の規定による申請をしようとする者は、整備要綱第 3 条第 1 の規定により、あ

らかじめ、市長に協議しなければならない。

（交付の申請）

第6条 建築主等は、整備要綱第3条第4項の規定により事前協議が終了し、補助金の交付を受けようとする場合は、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金算定表（別記様式第2号）

（2）付近見取図

（3）配置図（支障物の除却又は移転の範囲が記載されたもの）

（4）支障物の除却又は移転工事の着手前の図面（支障物の高さ、厚さ、長さその他の事項を記載し、補助金算定表の数量が確認できるもの）

（5）支障物の移転工事に係る計画図面（設置する軽量フェンス等の高さ、厚さ、長さ、基礎の大きさその他の事項を記載し、補助金算定表の数量が確認できるもの）

（6）支障物の現況写真

（7）見積書及び当該見積金額の内訳書（当該書類を作成した者の押印があるもの）

（8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により、交付しない旨を決定したときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、それぞれその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う場合は、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 補助金の交付は、一団の土地につき、1回に限り行うことができる。

（変更等の承認）

第8条 交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものをしようとするときを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項の変更について前項の承認を受けようとするときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金変更承認申請書（別記様式第5号）に変更の内容を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金変更承認通知書（別記様式第6号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業の中止について第1項の承認を受けようとするときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金中止承認申請書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金中止承認通知書（別記様式第8号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度（市の会計年度をいう。第18条において同じ。）の末日のいずれか早い日までに、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 除却又は移転に係る工事の作業前、作業中及び作業後の状況を撮影した写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（是正の要求）

第10条 市長は、前条の報告書の提出があった場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに適合させるために必要な措置を講ずることを求めることができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、第9条の報告書の提出があった場合において、当該報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金額確定通知書（別記様式第10号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知があった場合において、補助金の交付の請求をしようとするときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金交付請求書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（報告の徴収）

第14条 市長は、補助金の適正な交付を確保するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の実施の状況について報告を求め、又は帳簿書類の提出を求めることができる。この場合においては、補助事業者は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金交付決定取消通知書（別記様式第12号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 前条第1項の場合において、既に交付した補助金があるときは、市長は、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金返還命令書（別記様式第13号）により、当該補助金の額の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、東広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第130号）附則第2項に規定する割合（次項において「特例割合」という。）で計算した額の加算金を市に納付しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき、特例割合で計算した額の延滞金を市に納付しなければならない。

（仕入れに係る消費税額の控除に関する報告等）

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後において、交付を受けた補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計金額をいう。以下この条において同じ。）が消費税及び地方消費税の申告により確定した場合は、遅滞なく、当該消費税仕入控除税額について、東広島市狭あい道路支障物除却費等補助金消費税仕入控除税額報告書（別記様式第14号）により市長に報告しなければならない。

2 前条の規定は、前項に規定する場合において返還すべき補助金の額があるときについて準用する。

（帳簿書類の整備）

第18条 補助事業者は、当該補助事業の実施並びにその収入及び支出に関する帳簿及び書類を整備し、これらを当該補助事業が完了した日（補助事業の中止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日まで、保存しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助金の一覧表

対 象	内 容	単 位	補助金額
門塀の除却	コンクリートブロック塀等	m	5,000円
	板塀、フェンス等	m	1,000円
	門柱、門扉	箇所	11,000円
門塀の設置	門塀の設置	m	17,000円
擁壁の除却	擁壁の除却	m ²	22,000円
擁壁の築造	高さ0.5m以上1.0m未満	m	15,000円
	高さ1.0m以上2.0m未満	m	38,000円
	高さ2.0m以上3.0m未満	m	68,000円
	高さ3.0m以上	m	118,000円
上水道施設の移設	水道メーターの移設	箇所	41,000円
下水道施設の移設	公共ますの移設	箇所	32,000円
排水施設の移設	排水ますの移設	箇所	15,000円

注

補助金の交付限度額は1,000,000円とする。